貨物自動車の運転技能に関する調査研究（平成１４年度）

運転者の技能水準が現行免許で認められている車両総重量の上限付近では十分ではない点があると考えられる。そこで、車両総重量等の車両特性と運転に必要な技能、視力等の適性との関係の基礎データを収集し、特性の異なる自動車を安全に運転するために必要なあるべき技能と現在の運転者の現実の技能水準を調査し、運転者教育の面で改善すべき内容を明らかにした。

① 車両総重量がおおむね 3.5 トン、5 トン、8 トン、8 トンロング（車長 12 メートル程度）、10 トン、15 トン、20 トンの貨物車 7 車種及び乗用車 1 車種を用いて、自動車安全運転センター安全運転中央研修所で走行実験を行った。被験者は 1 グループ 10 人で 3 グループ（普通免許保有者、大型免許保有者のうち、政令大型車両の運転が認められない者、政令大型車両の運転経験者）とし、S 字走行、スラローム走行、バックスラローム走行、車庫入れの課題走行を行わせた。

② S 字走行やスラローム走行、バックスラローム走行・車庫入れのいずれにおいても、普通免許保有者群は所要時間が長く、パイロン接触数も大型免許保有者群に比べ多かった。

③ 車種間の差異をみると、普通免許保有者においては、3.5 トン車と 8 トン以上の車種との間、及び 5 トン車と 8 トン以上の車種との間では、それぞれ多くの項目で有意差が認められた。さらに 8 トンロング車は他の車種と比べて、多くの項目で所要時間が長く、パイロン接触数も多く、普通免許保有者は車両総重量 8 トンで車長 12 メートル程度の車両の運転技術がかなり劣るものと認められた（表）。

④ 政令大型車両の運転が認められない大型免許保有者においては、20 トン車と 15 トン以下の車種との間では、所要時間に有意差が認められた。政令大型車両の運転が認められない大型免許保有者は、車両総重量 20 トンで車長 12 メートル程度の車両の運転技術が他の車種に比べ劣るものと認められた。

⑤ 政令大型車両の運転経験のある大型免許保有者においては、3.5 トン車と 8 トン車以上の車両、5 トン車と 8 トン以上の車両では多くの項目であきらかな差が認められた。一方、20 トン車と 15 トン以下の車両との間や、8 トンロング車と 3.5 トン車、8 トン車、5 トン車、10 トン車、15 トン車との間では多くの項目であきらかな差が認められた。このことから、車長 12 メートル程度で車両総重量 8 トン車程度の車両及び車両総重量 20 トン車程度の車両の運転に必要な技能のレベルはかなり高いものと認められた。

表 普通免許保有者群の車種間の課題走行の所要時間、パイロン接触の有意差検定の判定

***:p値＜0.01 **:p値＜0.05 *:p値＜0.1		乗用車		3.5トン		5トン		8トン		8トンロング		10トン		15トン	
		所用時間	パイロン接触数	所用時間	パイロン接触数	所用時間	パイロン接触数	所用時間	パイロン接触数	所用時間	パイロン接触数	所用時間	パイロン接触数	所用時間	パイロン接触数
3.5トン	S字走行	**													
	スラローム走行	***													
	バックスラローム走行	**													
5トン	S字走行	***													
	スラローム走行	***													
	バックスラローム走行	***		*											
8トン	S字走行	***		**		**									
	スラローム走行	***	**	***	**	*	**								
	バックスラローム走行	***		*			*								
8トンロング	S字走行	***	***		***	*	***	*	***						
	スラローム走行	***	*	***	*	***	*								
	バックスラローム走行	***		**	*										
10トン	S字走行	***				**		*			***				
	スラローム走行	***	*	**	*	**	*			***					
	バックスラローム走行	***		*	*										
15トン	S字走行														
	スラローム走行														
	バックスラローム走行														
20トン	S字走行														
	スラローム走行														
	バックスラローム走行														